

## 行程管理制度の拡充について

平成 24 年 10 月 22 日  
事務局

現行のフロン回収・破壊法における行程管理制度について、これまでの本合同会議における議論を踏まえ、以下のとおり拡充を図ることとしてはどうか。

## 1. 破壊・再利用の確認について

現在の行程管理制度においては、第一種特定製品廃棄等実施者（以下「廃棄等実施者」という。）とフロン類回収業者の間で、回収依頼書と引取証明書のやりとりを行うこととなっている。

しかしながら、廃棄等実施者が確実にフロン類の破壊又は再利用が行われたことを確認できるよう、フロン類の破壊・再利用段階まで行程管理制度を拡充する。

具体的には、廃棄等実施者は、フロン類回収業者に対し、回収依頼書に代わり破壊又は再利用（以下「処理」という。）を依頼する「処理依頼書」（仮称）を交付することとし、当該フロン類回収業者は当該処理依頼書を「フロン類処理業者」（仮称）（現行のフロン類破壊業者に代わりフロン類の処理を行う者として新たに位置づけることを想定）に回付することとする。フロン類処理業者（仮称）は、処理を行った後に、フロン類回収業者に「処理証明書」（仮称）を交付し、廃棄等実施者にその写しを送付することとする（図 1）。

引渡しを委託する場合には、廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者に交付され、さらにフロン類回収業者に回付される委託確認書について、新たにフロン類回収業者が、フロン類処理業者（仮称）に回付することとする（図 2）。

なお、上記において、各書面を交付又は回付した者は、当該書面の写しを一定期間保存することとする。

## 2. 整備時回収について

現行では、行程管理制度の対象外となっている整備時のフロンの回収について、行程管理制度を導入する。

この場合において、以下の 2 案が考えられる。

【案 1】第一種特定製品の使用者が「処理依頼書」（仮称）を交付する案

現行では、第一種特定製品整備者がフロン類の回収の委託を行うこととされているが、第一種特定製品の適正な管理の観点から、整備時の回収につい

ても使用者に一定の役割を担わせることとする。

具体的には、第一種特定製品の使用者（整備発注者）が、フロン類回収業者に対しフロン類の回収及び処理の委託とともに、「処理依頼書」（仮称）の交付を行うこととする。また、当該フロン類回収業者は当該処理依頼書（仮称）をフロン類処理業者（仮称）に回付することとする。フロン類処理業者（仮称）は、処理を行った後に、フロン類回収業者に対し処理証明書（仮称）を交付するとともに、その写しを使用者に送付し、使用者が確認できるようにする（図3）。

なお、上記において、各書面を交付又は回付した者は、当該書面の写しを一定期間保存することとする。

このように整理した場合、現行法で整備者に義務をかけた理由として挙げられている以下の点について、支障ない形で対応が可能かが課題となる。

整備時にフロン類の抜き取りが必要であるかは実際に整備を行う整備者でなければ判断できず、技術的知見に乏しい発注者には分からない

整備者への整備の発注とは別に、整備者からの報告を受けてから回収業者に回収委託するのは煩雑

実際には整備者の多くが既に都道府県知事に登録をしている回収業者であるにも関わらず、同じ者に対して整備委託と回収委託を別々にしなければならなくなる

#### 【案2】第一種特定製品整備者が「処理依頼書」（仮称）を交付する案

現行では、第一種特定製品整備者（以下「整備者」という。）がフロン類の回収の委託を行うこととされていることから、その整理は変えずに、処理の委託も含めて整備者が行うこととする。

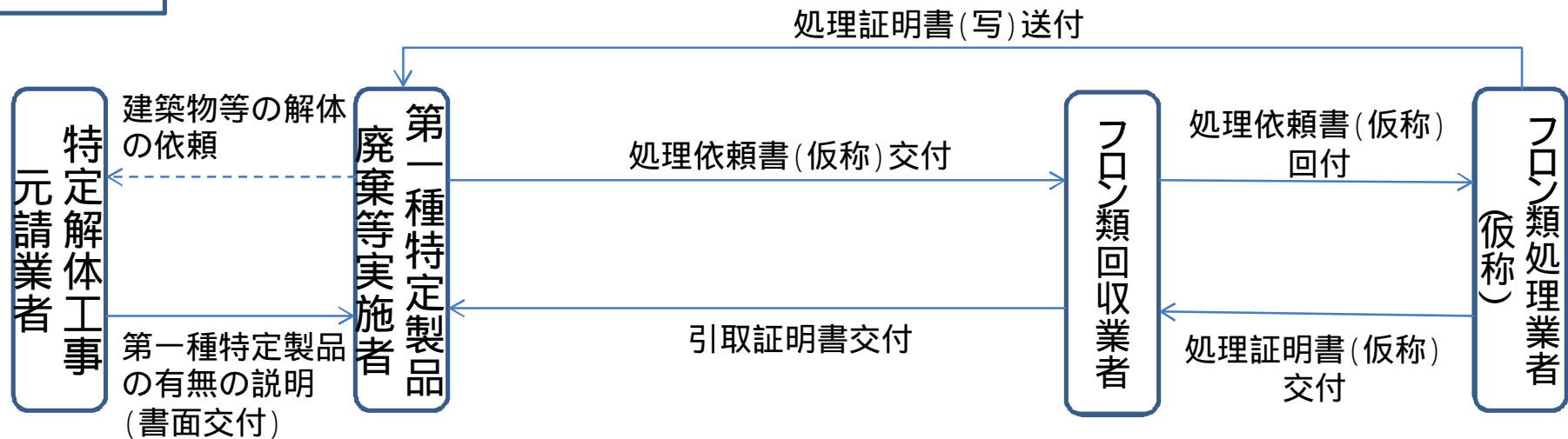
具体的には、整備者が、フロン類回収業者に対しフロン類の回収及び処理の委託とともに、「処理依頼書」（仮称）の交付を行うこととする。また、当該フロン類回収業者は当該処理依頼書（仮称）をフロン類処理業者（仮称）に回付することとする。フロン類処理業者（仮称）は、処理を行った後に、フロン類回収業者に対し処理証明書（仮称）を交付するとともに、その写しを整備者に送付することとする（図4）。

なお、上記において、各書面を交付又は回付した者は、当該書面の写しを一定期間保存することとする。

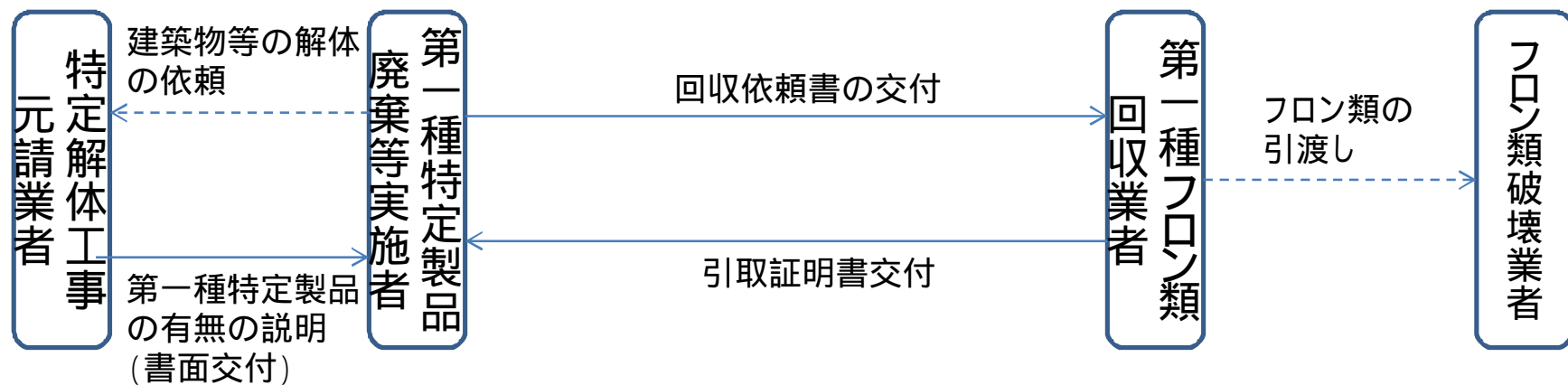
# 廃棄時にフロン類の引渡しを委託しない場合

図1

## 見直し案



## 現行制度

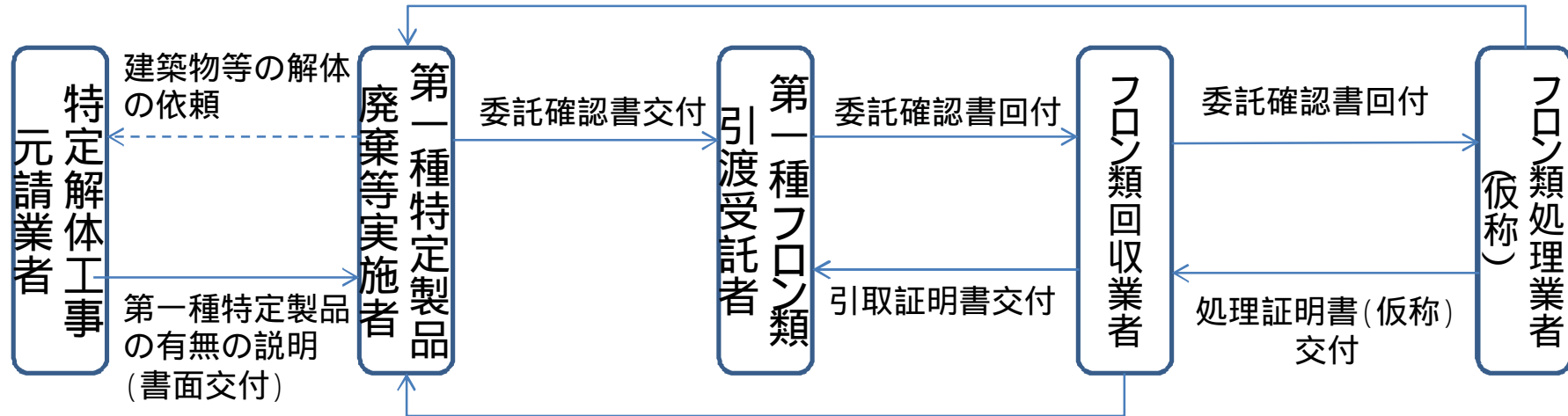


# 廃棄時にフロン類の引渡しを委託する場合

図2

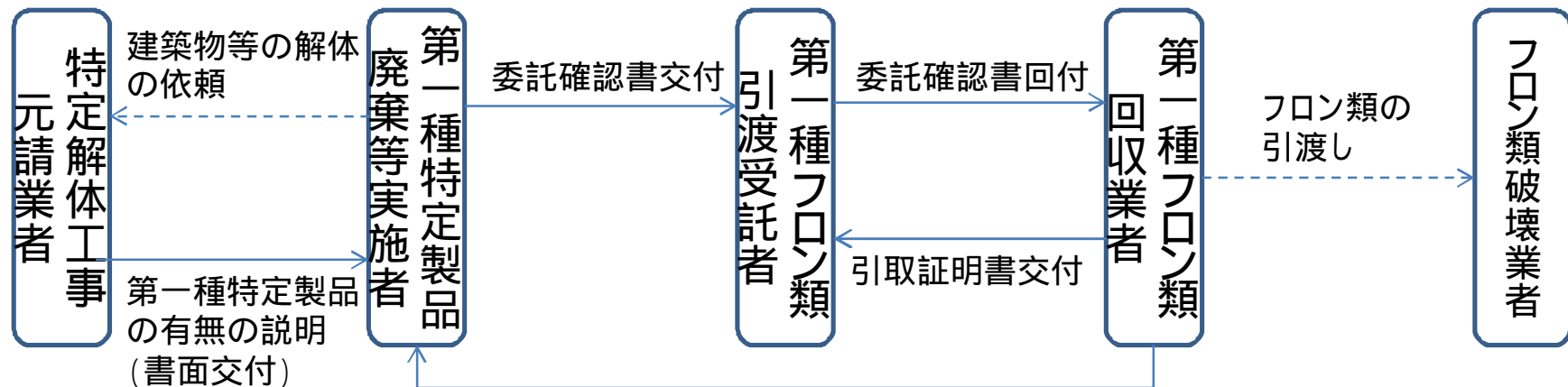
見直し案 (再々委託は禁止)

処理証明書(仮称)(写)送付



現行制度 (再々委託は禁止されていない)

引取証明書(写)送付

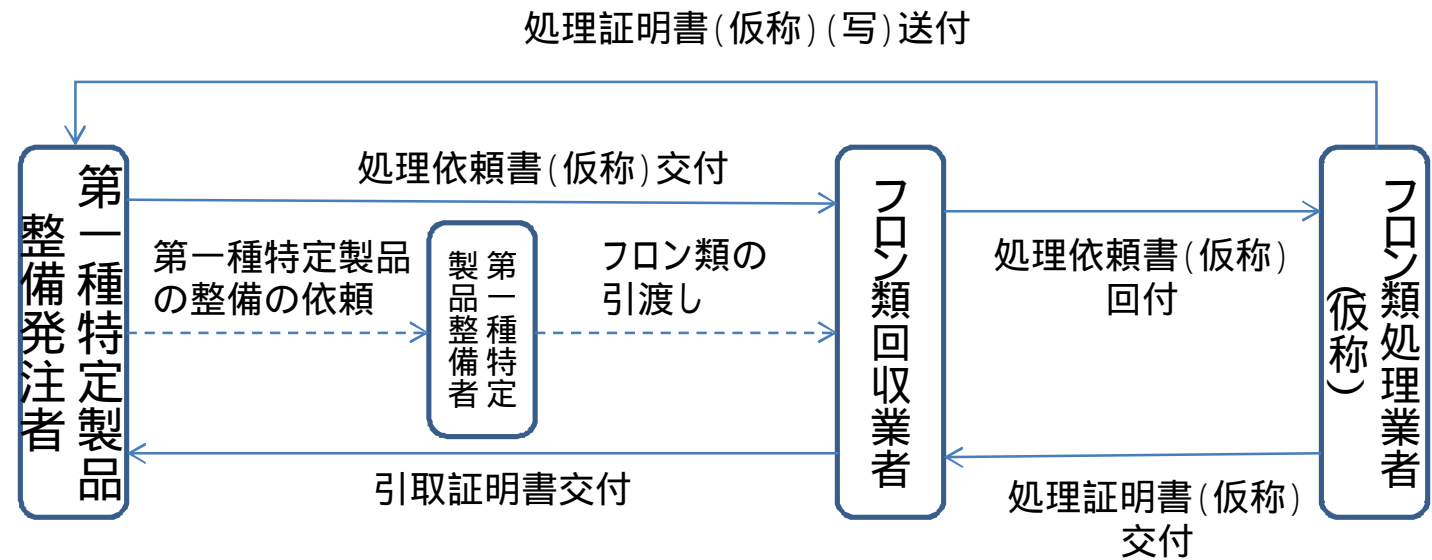


引取証明書(写)送付

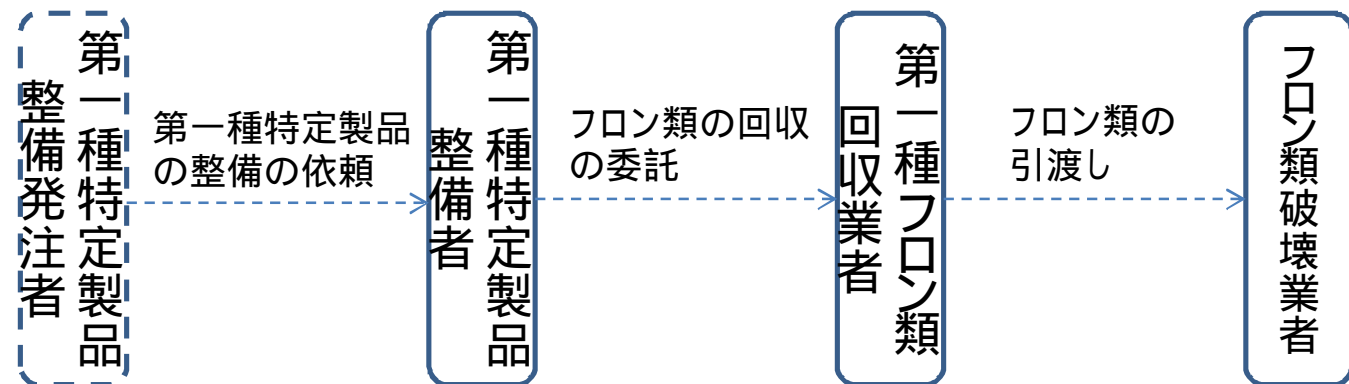
# 整備時(回収)の場合(案1)

図3

## 見直し案

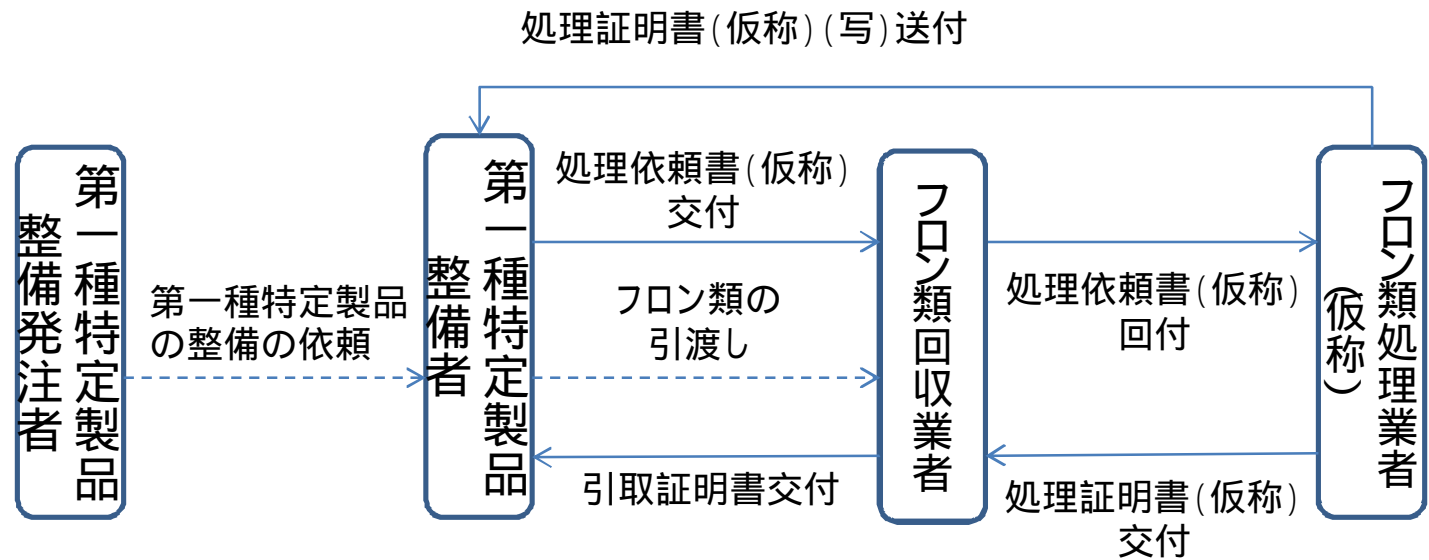


## 現行制度

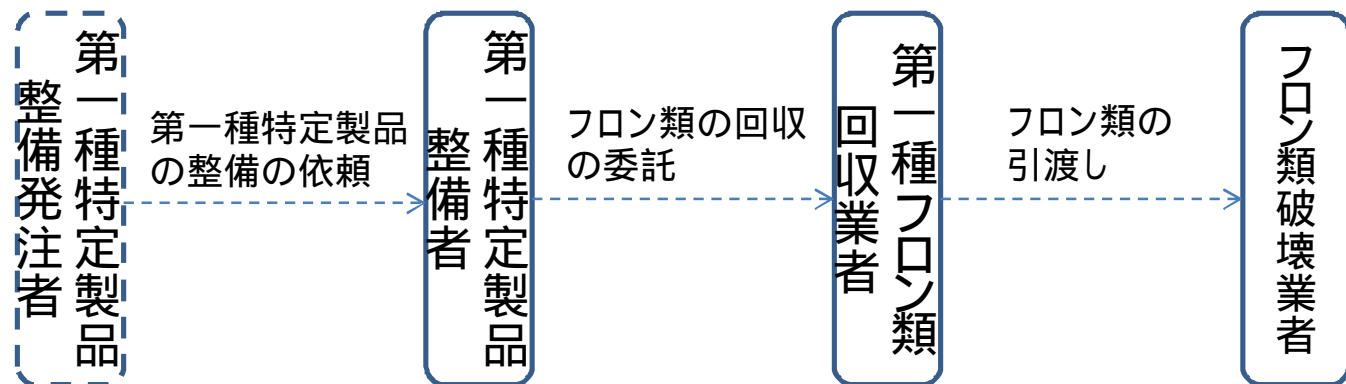


# 整備時(回収)の場合(案2)

## 見直し案



## 現行制度



(参考)

# 廃棄物処理法におけるマニフェストの流れ

(再々委託は禁止)

